

みよし野菜ロゴマーク補助規程

平成25年 4月 1日施行

平成25年10月 1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、みよし野菜ロゴマーク版代の補助に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 みよし野菜版代補助の対象は町内農業者及び町内の農業支援をするボランティア団体とし、下記の内容とする。

- (1) 三芳町の農産物の消費拡大に寄与するもの
- (2) 三芳町の農業、農産物のPRに寄与するもの
- (3) 地産地消の社会的意義などを普及啓発するもの

(補助金の基準と額)

第3条 ロゴマーク補助の基準は、版代に対する補助とする。

- 2 版代に対する補助額は、1件(1団体)に半額(上限額50,000円)を交付する。

(申請)

第4条 ロゴマーク補助を受けようとする者は、別に定める交付申請書と一緒に版代の請求書又は領収書を提出しなければならない。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。